

北京市人民政府通達
京政発〔2013〕27号

北京市 2013-2017 年大気浄化行動計画の配布に関する北京市人民政府通知

各区、県人民政府、市政府各委員会、弁公室、局、各市外郭団体宛

ここに「北京市 2013-2017 年大気浄化行動計画」を諸君に配布するので、実情を踏まえて、真剣に実行に移されたい。

北京市人民政府
2013 年 9 月 11 日

北京市 2013-2017 大気浄化行動計画

ここ 10 数年、本市では連続して大気汚染対策措置を講じ、大気中の主要汚染物質濃度は年を追って下がり続けているが、大気汚染物質排出総量は依然として環境容量を超えており、大気質と国家新基準および公衆の期待との間には依然として大きな差があり、大気汚染の複合型の特徴が顕在化し、都市の正常運行と市民の日常生活から生じる汚染物質の占める比率はますます大きくなり、大気汚染防止情勢は非常に深刻である。国家「大気汚染防止行動計画」を徹底実行し、大気質をさらに改善するために、本行動計画を制定する。

一、指導思想と行動目標

(一) 指導思想

科学的発展観を指導とし、生態文明建設を指令とし、市民の健康保障を出発点とし、微小粒子状物質（PM2.5）汚染防止を重点とし、政府規制と市場調整の結合を堅持し、汚染物質総量排出削減と大気質改善を組み合わせ、エネルギー構造と産業構造の調整の推進に力を入れ、経済発展方式転換を加速し、政府主導、企業実施、公衆行動の大気汚染防止事業メカニズムの改善に力を入れ、法律、経済、科学技術および行政手段を総合的に運用し、多種の汚染物質排出削減のコベネフィット・アプローチを積極的に推進し、環境建設、経済建設と社会建設の協調発展の実現に努力する。

(二) 行動目標

5 年間の努力で、全市の大気質を顕著に改善し、重度汚染日数を大幅に減らす。2017 年に、全市の大気中の微小粒子状物質の年平均濃度を 2012 年比で 25% 超低下させ、 $60 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に抑える。詳細は以下の通り。

——懷柔区、密雲区、延慶県の大気中の微小粒子状物質年平均濃度を 25% 超低下させ、 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に制御する。

——順義区、昌平区、平谷区の大気中の微小粒子状物質年平均濃度を 25% 超低下させ、 $55 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に制御する。

——東城区、西城区、朝陽区、海淀区、豊台区、石景山区の大気中の微小粒子状物質年平均濃度を 30% 超低下させ、 $60 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に制御する。

——門頭溝区、房山区、通州区、大興区と北京経済技術開発区の大気中の微小粒子状物質年平均濃度を 30% 超低下させ、 $65 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に制御する。

二、八大汚染排出削減プロジェクト

汚染排出削減の堅持は大気質改善の根本措置である。エネルギー消費量が大きく、生活型消費比率が高いなどの特徴を踏まえて、エネルギー構造最適化、産業グリーン転換と都市管理精緻化の要求に立脚し、石炭燃焼圧縮削減、自動車規制燃油削減、汚染処理排出削減、降じん浄化などの八大汚染排出削減プロジェクトを重点実施する。

(一) 発生源管理による排出削減プロジェクト

1、都市機能と空間配置を最適化する。北京市基本計画と主体機能区画を真剣に実行し、地域と産業の発展を分類推進し、開発強度を合理的に制御し、機能配置を改善し、大気汚染物質拡散に有利な都市空間配置形成を推進する。

市計画委員会、市環境保護局、市発展改革委員会、市園林緑化局、市国土資源局、市住宅都市農村建設委員会などの機関は都市空間管制と緑地規制要求を強化する。都市公共緑地などの計画の強制的内容については、法定手続を経ずに建設中にその位置と規模を変えてはならない。都市環境基本計画の研究作成作業を実施し、資源・環境規制を強化する。北京地区の送電網などのエネルギー空間配置と中長期発展計画を改善し、エネルギーグリーン化発展と科学的配置を推進する。グリーン建築発展を全力で推進し、グリーン生態モデル区とグリーン居住区建設を推進する。市計画委員会、市発展改革委員会、市環境保護局、市経済情報化委員会、市交通委員会、市国土資源局などの機関と各区県政府は計画環境影響評価条例を厳格に執行し、総合計画と個別計画の環境影響評価と審査作業を真剣に実施し、計画環境影響評価と建設プロジェクト環境影響評価の連動メカニズムを構築整備する。

2、人口規模を合理的に制御する。人口・資源・環境のバランス、経済社会生態便益の統一を堅持し、合理的に人口規模を調整し、人口の空間配置を最適化する。市発展改革委員会、市公安局、市人口計画出産委員会、流動人口・賃貸住宅管理委員会弁公室、市教育委員会、市衛生局などの機関は施策を総合し、人口総量規制措置を研究制定し、産業構造の最適化とアップグレードを強力に推進し、教育、医療などの資源を科学的に配置し、流動人口に対するサービスと管理方式をイノベーションし、人口管理体系建設を推進し、都心二区の人口をうまく分散させ、硬直的生活需要の増加がもたらす汚染を減らす。

3、自動車保有量を厳格に規制する。国家が北京市に示した自動車保有量制限要求を厳格に実行に移し、資源、環境などの要因を総合的に考慮し、環境容量を制約条件とし、自動車の規模を厳格に規制し、自動車保有量の速すぎる増加がもたらす汚染排出圧力を軽減する。市交通委員会、市公安局公安交通管理局は経済手段と必要な行政手段を研究採用して、2017年末に全市の自動車保有量を確実に600万台以内に制限する。

4、資源環境市場参入制限を強化する。市経済情報化委員会、市発展改革委

員会、市環境保護局などの機関は国家要求よりも厳しい高汚染工業プロジェクト新設・増設禁止リストを作成し、原則として鉄鋼、セメント、アルミニウム電解、板ガラス、コークス、非鉄金属製錬、カーバイド、フェロアロイ、アスファルト防水シートなどの高エネルギー消費、高汚染プロジェクトの建設を禁止し、労働集約型一般製造業プロジェクトは今後建設しない。エネルギー環境保護市場参入障壁を高くし、重点業種市場参入条件を整備し、参入条件に適合する企業の動的管理メカニズム構築を模索する。

建設プロジェクト環境保護管理条例を厳格に執行し、新設・改築・拡張プロジェクトに対して必ず環境影響評価を行う。汚染物質排出総量規制を実施し、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質と揮発性有機物の排出総量指標を建設プロジェクト環境影響評価審査の前提条件とし、大気汚染物質排出量が新たに増える建設プロジェクトに対して、段階的に「減二増一」の削減量代替審査制度を実施する。市発展改革委員会は省エネ評価審査制度を厳格に実行する。

建設を禁止した工業プロジェクトと省エネ評価審査、環境影響評価審査をされていないプロジェクトについては、関係機関は審査、許可、登録してはならず、土地を提供してはならず、着工許可を与えてはならず、生産許可証、安全生産許可証、汚染物質排出許可証を交付してはならず、金融機関はいかなる形によっても新たな与信支援を与えてはならず、関係事業所は電気、水を提供してはならない。規則に反して建設、生産した汚染プロジェクトは断固として撤去し、法に従い閉鎖する。大気汚染物質排出削減任務が未達成の区域と業種に対して区域、業種許可制限を実施し、民生用プロジェクト以外は大気主要汚染物質を排出するプロジェクトの建設を許可してはならない。

全市の新設プロジェクトは原則として電力、天然ガスなどのクリーンエネルギーを採用し、石炭、重油、残油など高汚染燃料を使用するプロジェクトを新設、拡張してはならない。2013年末までに、市街化六区の範囲内の高汚染燃料使用禁止エリアを画定する。2014年より、市街地から郊外に広げるという原則に従い、段階的に郊外区县政府所在鎮地域を高汚染燃料使用禁止エリアに区画する。使用禁止エリア内では段階的に原炭分散燃焼を禁止する。既存石炭燃焼施設は期限内にクリーンエネルギー改造を完了し、無石炭化プロセスを進める。

重点業種表面塗装生産プロセスの環境市場参入許可を厳しくし、揮発性有機物含有量の少ない塗料の使用比率を高め、新設自動車製造塗装プロジェクトでは80%超を達成させ、その内、小型乗用車の塗装面積当たりの揮発性有機物排出量を35g/m²以下に規制する。家具製造とその他の工業塗装プロジェクトは50%超を達成する。包装印刷業は必ず環境保護要求に適合するインクを使用しなければならない。水性塗料の使用を広め、低毒性、低揮発性溶剤の生産、販売、使用を奨励する。

(二) エネルギー構造調整排出削減プロジェクト

エネルギーグリーン化戦略を堅持し、現地事情に合わせて本市の新エネルギーと再生可能エネルギーを開発し、外地のクリーン良質エネルギーを積極的に導入し、電力と天然ガスを主とする、地熱エネルギーと太陽エネルギーなどを副とするクリーンエネルギー体系を構築するよう努力する。2013年、市発展改革委員会が先導して「北京市 2013-2017年石炭燃焼圧縮とクリーンエネルギー建設加速作業計画」を制定し、実施する。2017年に、全市の石炭燃焼総量を2012年比で1,300万トン削減し、1,000万トン以内に制御する。石炭のエネルギー消費に占める比率を10%未満に下げ、良質エネルギー消費比率を90%超に高める。

1、クリーンエネルギー供給保障を強化する。市発展改革委員会が先導して、外部からの受電ルート、変電設備、高圧ループネットワークを建設し、外部調達電力供給保障能力を増強する。2017年に、外部調達電力比を70%前後まで増やし、電力の全市末端エネルギー消費量に占める比率を40%前後にする。送変電と系統連系プロジェクト建設を加速し、9つの送電網分区全ての現地電源支援を実現し、全送電網の送電能力を高め、農村配電網を全く新しく作り直し、電力供給能力と電気の質を顕著に向上させる。

市市政都市景観管理委員会、市発展改革委員会などの機関はガス供給保障を強化し、2013年、大唐石炭ガス一期プロジェクトと唐山液化天然ガス一期プロジェクトを完成させる。2015年、陝京四線、大唐石炭ガス、唐山液化天然ガスプロジェクトを完全に竣工稼働させ、10か所の郊外ニュータウン全てに配管天然ガスを接続する。2016年、陝京五線を着工し、多ガス源、多ルート、多方向の供給枠組みを作る。国家天然ガス使用指標を積極的に獲得し、本市の2017年の240億 m^3 ガス使用需要に応える。

2、電力生産ガス化を実現する。市発展改革委員会、市重大プロジェクト弁公室は四大ガスコジェネレーションセンター建設を急いで推進する。2013年、東南、西南ガスコジェネレーションセンターを稼働させたうえで、西北ガスコジェネレーションセンターで2台の装置を竣工稼働させ、東北ガスコジェネレーションセンターの躯体工事を完了させ、科利源コジェネレーション発電所の石炭燃焼装置の稼働を停止する。2014年、西北、東北ガスコジェネレーションセンターを竣工稼働させ、高井コジェネレーション発電所の石炭燃焼装置を停止する。2015年、華能北京コジェネレーション発電所新設ガス発電装置を竣工稼働させ、国華、京能コジェネレーション発電所石炭燃焼装置を停止する。2016年、華能北京コジェネレーション発電所の石炭燃焼装置を停止する。

3、企業生産用エネルギーのグリーン化を推進する。汚染企業の閉鎖退出やクリーンエネルギー改造などの方式で、石炭使用量を減らし、企業生産用エネルギーのグリーン化をほぼ実現する。市経済情報化委員会、市環境保護局など

の機関と関係区县政府は工業企業石炭ボイラー、窯炉、自社発電所などのクリーンエネルギー代替の進捗を速める。2015年に、19の市級以上の開発区の石炭燃焼施設のクリーンエネルギー改造を完了する。2016年に、全市の主な事業収入2,000万元以上の工業企業の石炭燃焼設備のクリーンエネルギー改造をほぼ完了する。市街化六区と郊外ニュータウン市街地の商業、各種業務サービス業の石炭燃焼をすべて電力、天然ガスなどのクリーンエネルギーに転換する。

4、市街化六区の無石炭化を段階的に進める。都心二区の20万戸弱の住民の暖房クリーン化を実現した上で、2013年に、東城区と西城区でさらに4.4万戸の平屋住民の暖房の「石炭の電気転換」プロジェクトを完了する。残りの2.1万戸の平屋住民の暖房用石炭燃焼は、人口分散、クリーンエネルギー代替などの総合施策によって段階的に解消する。2015年に、都心二区で無石炭化を実現する。朝陽、海淀、豊台、石景山の各区政府は残り蒸気換算4,900トンの石炭ボイラークリーンエネルギー改造プロジェクトを完了させる。

5、都市と農村の境界域と農村地域で「石炭減少・石炭転換」を進める。2013年に、「石炭減少・石炭転換、大気浄化」行動実施計画を制定提出し、「都市化改造で一群を高層化、違法建築撤去で一群を減少、炊事ガス化で一群を解決、都市ガスを一群に範囲拡大、高品質炭で一群を代替」の考え方と要求に従い、年度ごとに行動計画を制定実施し、2016年に、農村地域炊事ガス化、低品質炭の分散使用一掃をほぼ実現し、あわせて民生用散炭使用量を大幅に削減する。

多くの措置を使ってクリーンエネルギー暖房を推進する。都市と農村の境界域と農村地域で電力、ヒートポンプ、太陽エネルギーなどのクリーンエネルギー暖房方式を広め、散炭使用量を削減する。農村ピークバレー電気価格優遇政策実施計画を制定提出し、農村配電網容量拡大を推進し、電気暖房用給電能力を高める。2017年に、20万戸の農家の電気暖房改造任務を完了させる。50の新型農村社区建設を完了し、集中暖房と新エネルギー暖房を推進する。全市で太陽熱収集器の面積を累計で400万㎡増やす。ヒートポンプ暖房面積を累計で3,500万㎡増やし、その内、ガスコジェネレーション発電所廃熱ヒートポンプ改造を利用して新たに暖房面積を2,000万㎡増やし、再生水ヒートポンプを発展させて新たに暖房面積を500万㎡増やし、地熱暖房を実施して新たに暖房面積を500万㎡増やし、郊外ニュータウン、重点鎮の公共建築で浅部地熱利用により新たに暖房面積を500万㎡増やす。

6、郊外区県石炭燃焼減量化を推進する。各郊外区县政府が石炭燃焼総量規制を実施する。2017年末に、房山、通州、順義、昌平、大興の各区の石炭燃焼総量を2012年比で35%減らす。門頭溝、平谷、懷柔、密雲、延慶の各区県の石炭燃焼総量を2012年比で20%減らす。

郊外区県のボイラー用石炭を減らす。石炭ボイラークリーンエネルギー改造

や外地熱源の導入調整を積極的に展開し、段階的に区域内の分散石炭ボイラーを統合・撤去する。2017年末に、郊外区縣市街化地域の蒸気換算10トン以下の石炭ボイラーをほぼすべて廃棄する。既存の石炭燃焼集中暖房センターでクリーンエネルギー改造を行うことを奨励する。

7、グリーンエネルギー配送体系を構築整備する。2013年末までに、市発展改革委員会、市市政都市景観管理委員会が高品質炭とボンベ入り液化ガス供給ルートを構築させ、各区県がグリーンエネルギー配送センターを作り、高品質炭とボンベ入り液化ガス供給を確実に保証する。違法に低品質炭を生産販売する行為を厳しく取り締まり、集中的に基準に達しない散炭供給ルートの撤去・整頓・取締を行う。路上検問などの手段を使って規定の基準に適合しない散炭と成型炭の北京への持ち込みと販売を根絶する。

8、エネルギー消費効率を高める。省エネ技術を普及させ、根本からエネルギー需要を減らし、大気汚染物質排出削減を推進する。市発展改革委員会が先導して、国家が下達した省エネ目標を達成し、2017年に、工業付加価値当たりのエネルギー消費を2012年比で20%前後減らす。市計画委員会、市住宅都市農村建設委員会は新築住宅の省エネ75%の義務的基準を厳格に執行し、太陽熱温水システム、地中熱源ヒートポンプ、建物一体型太陽電池などの技術の使用を推進する。市市政都市景観管理委員会、市住宅都市農村建設委員会、市発展改革委員会などの機関は既存住宅の熱供給計量と省エネ改造を加速し、2015年に、累計で1.5億㎡の50%省エネ基準に適合する既存住宅熱供給計量改造を完了する。第12次五カ年計画期間の6,000万㎡既存住宅省エネ改造任務を完全に達成する。市品質技術監督局は熱供給計量と重点エネルギー使用事業所のエネルギー資源計量器具の監督検査を強化し、エネルギー計量審査評価作業を実施する。市住宅都市農村建設委員会は耐震省エネ農村住宅建設を推進し、2017年末に20万戸前後を完成させるよう努力する。

(三) 自動車構造調整排出削減プロジェクト

「公共交通優先、基準厳守、廃棄促進」の技術路線を堅持し、経済政策誘導を強化し、行政手段による規制を強化し、全市の自動車構造を省エネ化、クリーン化の方向に進める。2017年に、全市自動車燃料油使用総量を2012年比で5%超減らし、自動車の汚染物質排出を減らす。

1、公共交通を強力に発展させる。市重大プロジェクト弁公室が先導して、軌道交通建設を加速し、2015年に、全市軌道交通営業キロ数が660kmに達するよう努力する。市交通委員会、市公安局公安交通管理局は路線バスネットワークを最適化し、路線バス快速通勤体系を改善し、2017年に、中心市街地公共交通利用外出比率が52%に達するよう努力し、乗り物利用外出における公共交通利用比率を60%超にする。市交通委員会が先導して、自転車道、歩道建設と環

境整備を強化し、公共自転車サービス運営を普及させる。

2、新車の排出基準と石油製品供給基準を絶え間なく厳格化する。2013年に、新規追加の軽ガソリン車と新規追加の路線バス、清掃車などのディーゼル車にフェーズ5自動車排出基準を適用し、同時にフェーズ6排出基準に適合する路線バス車両を実証運営し、フェーズ6自動車排出基準実施の前準備を行う。2014年末に、新規追加大型ディーゼル車には全てフェーズ5自動車排出基準を適用し、その内都市部で使用する大型ディーゼル車は必ず微粒子捕集フィルターを装着しなければならない。2016年に、フェーズ6自動車排出基準を実施するよう努力し、あわせて同時に基準に適合する石油製品を提供し、石油製品中の主要環境保護指標をさらに厳しくする。ディーゼル車用尿素供給体系建設を急ぐ。市環境保護局、市経済情報化委員会、市品質技術監督局、市工商行政管理局などの機関は新たに生産する車両の環境保護監督を強化し、基準未達成車両の生産販売行為を厳しく取り締まる。

非道路用動力機械排出基準を絶え間なく厳しくする。2013年、新規追加非道路用動力機械は必ずフェーズ3排出基準を達成しなければならない。2015年1月より、新規追加非道路用動力機械は必ずフェーズ4排出基準を達成しなければならない。排出基準を達成しない非道路用動力機械は、北京での販売と使用を禁止する。

3、高排出老朽自動車の廃棄を加速する。2013年、市交通委員会、市商務委員会などの機関は新規追加と更新のガソリン車タクシーの強制廃車基準と関連政策措置を制定提出する。市公安局公安交通管理局、市環境保護局などの機関は黄ラベル車通行禁止範囲の拡大、排ガス測定回数の増加、業界管理の強化、取締検査の強化などの措置により、2015年末までにすべての黄ラベル車を廃棄する。市環境保護局、市財政局、市交通委員会などの機関は経済的奨励などの措置によって、高排出老朽自動車の廃棄を進め、ハイブリッド車と小排気量乗用車への更新を奨励し、2017年に累計で老朽自動車を100万台廃棄する。市公安局公安交通管理局、市商務委員会が先導して、国家廃車基準を厳格に適用し、廃車解体工場に対する監督を強化する。

4、新エネルギーとクリーンエネルギーの自動車を積極的に普及させる。市科学技術委員会、市交通委員会、市財政局などの機関は個人が新エネルギー自動車を購入・使用することを奨励することに関する政策を研究制定する。引き続き路線バス、環境衛生などの業種と政府機関の新エネルギー自動車実証運用事業に力を入れる。ガススタンド、充電スタンド（充電器）など関連施設建設を加速し、新エネルギーとクリーンエネルギー自動車発展需要に応える。2017年末に、全市で新エネルギーとクリーンエネルギー自動車の使用規模が20万台に達するよう努力する。

5、業界の自動車構造調整と汚染排出削減を促進する。

路線バスの構造を調整する。市交通委員会などの機関は老朽路線バス廃棄を研究、加速し、使用年限を短縮する。新エネルギーとクリーンエネルギーのバス車両を積極的に発展させ、毎年の新規増加路線バス中の新エネルギーとクリーンエネルギー車両の比率が70%前後に達するよう努力する。2017年に、新エネルギーとクリーンエネルギーのバス車両比率を65%前後にする。路線バス業界の車両の燃費を2012年比で40%減らす。

タクシーの構造を調整する。2014年より、新規増加と更新のガソリン車タクシーすべてにより厳格な強制廃車基準を適用する。タクシーの三元触媒コンバーターの交換間隔を長くても2年を超えないように交換することを奨励する。2017年に、累計廃車更新車両の中で、電動車、天然ガス車、ハイブリッド車を各5,000台にする。タクシー業界車両燃費を2012年比で20%減らす。

旅客輸送車両の構造を調整する。2015年末までに、フェーズ3自動車排出基準未達の省間旅客輸送、郊外旅客輸送、観光旅客輸送車両をすべて廃棄し、新エネルギーとクリーンエネルギーの観光バスを発展させる。2017年に、郊外旅客輸送と五環路内の旅客輸送の天然ガス車両比率が各50%と20%に達するよう努力し、実証営業の純電動観光バスを300台にする。郊外旅客輸送、観光旅客輸送業種の車両の燃費を2012年比で各20%と5%減らす。

残土運搬車と清掃車の構造を調整する。市市政都市景観管理委員会が先導して、2015年末までに、フェーズ3自動車排出基準未達の残土運搬車をすべて廃棄する。純電動と天然ガスの清掃車を強力に発展させ、2017年に純電動清掃車比率を50%にする。清掃車の燃費を2012年比で20%減らす。

貨物輸送車の構造を調整する。市交通委員会、市商務委員会、市公安局公安交通管理局などの機関は貨物輸送「グリーン自動車隊」作りを加速し、2015年末に5万台にする。2014年より、全市の物流団地と貨物集散地でフェーズ3以上の自動車排出基準に達した車両を使って貨物輸送を行う。老朽郵政車両の廃棄を加速し、新エネルギーとクリーンエネルギーの郵政車両を発展させ、2017年に市街地内の郵政配送電動車両比率を50%にする。郵政業種車両の燃費を2012年比で15%減らす。

低速自動車の構造を調整する。市農業委員会などの機関は関係区县政府と共同でピックアップトラック、軽トラックによる低速自動車代替を段階的に推進し、あわせて電動車を普及させる。2014年に、新規増加と更新の低速トラックには軽トラックと同等の省エネ環境基準を適用する。2017年に、ピックアップトラックと軽トラックによる低速自動車代替の累計比率を60%にする。

6、管理政策を改善する。小型乗用車の区域分け、時間分け通行制限政策と外地車両管理政策を制定・改善し、市公安局公安交通管理局が厳格に法に従っ

て違反車両を処罰する。北京環状高速道路建設加速を調整し、2017年に北京迂回高速道路を完成させて、大型トラックの市内通過量を減らす。

(四) 産業構造最適化排出削減プロジェクト

環境保護、エネルギー消費、安全、品質などの基準を高め、旧式生産設備の廃棄を加速し、ハイテク技術産業と戦略的新興産業を秩序立てて発展させ、クリーンプロダクションを推進し、エコ工業団地を建設し、産業構造の最適化・アップグレードを絶え間なく推進し、2015年と2017年に、第三次産業比率を各78%と79%にする。

1、汚染生産設備を廃棄・圧縮する。2013年に、市経済情報化委員会、市環境保護局、市発展改革委員会などの機関は国家要求より厳しい首都機能位置づけに適合しない高汚染業種調整、生産プロセスと設備の退出目録を公布し、あわせて適時に更新する。2014年に、一年前倒しで国家が下達した第12次五カ年計画旧式生産設備廃棄任務を完了する。2015年から2017年に、さらに一群の汚染生産設備を廃棄する。

セメント、石油化学などの高エネルギー消費、高汚染排出業種に対して、市経済情報化委員会が先導して、生産設備総量規制を実施させ、合併再編によって生産設備を圧縮することを奨励する。2017年に、全市のセメント生産設備を第12次五カ年計画初期の1,000万トンから400万トン前後に圧縮し、残った生産設備は危険廃棄物のコベネフィット型処理に利用する。全市の石油精製規模を1,000万トンに制御する。

市住宅都市農村建設委員会、関連区县政府はコンクリート混練所の数と規模を圧縮させる。2013年に、五環路内でまだ整理統合されていないコンクリート混練所は基本的に退出させ、全市のコンクリート混練所を135社前後に制御する。

2、小型汚染企業を整理する。配置不合理、設備低水準、環境保護施設劣悪な小型汚染企業に対し、市経済情報化委員会と各区县政府が総合的整理を強化し、2016年末に累計で建材、化学工業、鑄造、家具製造などの業種の小型汚染企業1,200社を退出させるよう調整する。農村産業集積エリアを集中整理し、2017年に汚染をうまく是正する。

3、エコ工業団地を建設する。市経済情報化委員会が全市の工業開発区、工業団地、産業基地の目録と発展方向をはっきり定め、新設工業プロジェクトは原則として対応する区域に進出させ、産業集積発展を推進する。新設工業開発区、工業団地、産業基地は法に従い計画環境影響評価を実施し、既に計画環境影響評価があるものは三年ごとにフォローアップ評価を実施する。

市経済情報化委員会、市環境保護局などの機関および関連区县政府は工業開発区環境インフラを急いで建設し、エコ型、循環型の設計と改造の実施を奨励

する。2017年に、19の市級以上の工業開発区は国家「エコ工業団地基準」に従い、エコ工業団地をほぼ完成させる。

4、クリーナープロダクションを推進する。市発展改革委員会、市経済情報化委員会、市環境保護局などの機関はセメントなどの重点業種企業にクリーナープロダクション審査を行わせ、クリーナープロダクション技術改造を実施するよう誘導し、省エネ、排出削減のクリーナープロダクションプロジェクトの発展を奨励する。2017年に、400社以上の企業のクリーナープロダクション審査を完了させる。鉄鋼、セメント、化学工業、石油化学などの重点業種の排出強度を2012年比で30%超低下させる。

(五) 末端汚染処理排出削減プロジェクト

1、環境基準を厳しくする。重点業種大気汚染物質排出基準の改正を加速し、汚染物質排出上限を厳しくする。2013年に、市発展改革委員会、市品質技術監督局、市環境保護局などの機関は低硫黄散炭および製品の基準を改正する。2015年末までに、市品質技術監督局、市環境保護局は建材、石油化学、自動車製造などの業種の大気汚染物質排出基準を改正し、完全な大気汚染物質排出基準体系をほぼ作り上げる。

関係業種の揮発性有機物排出基準、クリーナープロダクション評価指標、環境工学技術規格を厳格に執行する。揮発性有機物面源汚染規制を強化し、環境ラベル製品認証を受けた塗料、インク、接着剤、建築用ボード、家具、ドライクリーニング剤などの製品の使用を奨励する。

2、窒素酸化物処理を実施する。2013年に、京豊ガスコージェネレーション発電所、10基の郊外区県石炭燃焼集中暖房センター、4本のセメント生産ラインの脱硝処理を完了する。2014年末に、全市の全てのセメント生産ラインで脱硝処理を完了する。2015年に、各郊外区県で石炭燃焼集中暖房センターの排煙脱硝高度処理をすべて完了する。絶え間なくガスボイラー低窒素燃焼技術改造を推進する。

3、工業ばいじん・粉じん処理を実施する。2013年に、華能北京コージェネレーション発電所で排煙除じん高度処理を実施する。全市のセメント工場と混練所の物資貯蔵輸送システム、資材倉庫の密閉化を完了する。石炭ボイラー、工業窯炉施設のアップグレード改造を絶え間なく推進する。原材料、製品の密閉貯蔵、密閉輸送、資材の積み下ろしにおける効果的な粉じん防止措置実施などの要求を厳格に実行し、大型貯炭場、資材置き場は密閉貯蔵を実現するか、防風粉じん抑制設備を建設しなければならない。

4、揮発性有機物処理を強化する。2017年に、全市の工業重点業種の揮発性有機物排出量を2012年比で累計50%前後減らす。

石油化学、有機化学工業などの業種の揮発性有機物総合対策を絶え間なく推

進する。燕山石化でリーク測定と修復の技術改造を実施し、ブタジエンゴム廃ガス処理などの汚染処理プロジェクトを実施する。2015年に、全ての有機廃ガス総合処理プロジェクトを完成させる。2016年に、原油加工損失率を3%以内に制御する。揮発性有機物排出量を2012年比で50%減らす。石炭水スラリーボイラーを停止する。全ての石炭燃焼施設のクリーンエネルギー改造を完了する。2017年に、燕山地域の大气中揮発性有機物濃度を2012年比で30%減らす。

自動車製造、電子、印刷、家具、建築などの業種で、重点的に揮発性有機物汚染抑制に努力し、先進塗装プロセスを普及させ、吹付塗装プロセスと設備を最適化し、塗裝有機廃ガス処理を徹底し、溶剤型塗料塗裝工程は必ず密閉作業とし、有機廃ガス高効率捕集回収浄化設備を配備する。その他の溶剤使用プロセスの揮発性有機物処理を強化する。

(六) 都市管理精緻化排出削減プロジェクト

都市管理の精緻化と監督取締を強化し、場所が多く、量が多く、面が広い施工飛散粉じん、道路への残土落下、露天バーベキュー、商業的の石炭燃焼と自動車排ガスなどの汚染を集中的に取り締まり、汚染排出事業所の汚染防止施設改善、運営管理の適正化を促して、着実に管理による排出削減効果を発揮させる。2017年に、全市の降下ばいじん量を2012年比で20%前後減らす。

1、施工飛散粉じん汚染を厳格に規制する。グリーン文明施工管理モデルを広め、発注事業所、施工事業所は契約の中で法に従い飛散粉じん汚染処理実施計画と責任を明確に定め、あわせて防止費用を工事費の中に項目立てして他と分けて支出し、目的外使用はしない。飛散粉じん汚染防止保証金制度を実施する。市住宅都市農村建設委員会と各区県政府は施工飛散粉じん管理を厳格に行い、施工現場の基準達成率92%以上を確保する。施工飛散粉じん違法行為を企業信用管理システムに盛り込み、違法が悪質な場合は、入札参加を制限する。市住宅都市農村建設委員会、市園林緑化局、市水務局、市交通委員会、市市政都市景観管理委員会の各機関は自業種の施工過程での飛散粉じん管理を強化し、施工事業所が閉鎖囲いを実行し、高効率タイヤ洗浄機と防じん堤を使用し、資材置き場を密閉し、未舗装道路の舗装などの飛散粉じん抑制措置を実施するよう督促し、工事現場の門前の衛生・緑化・秩序維持責任制度を着実に履行させ、出入口と周辺道路の清潔を維持する。

市住宅都市農村建設委員会は5,000 m²以上の建築工事現場の出入口と粉状材料、建築用土置き場にビデオオンライン自動監視設備を設置させ、あわせて都市管理取締機関と接続させる。都市管理取締機関はビデオ監視や現場取締などの手段を十分に利用して、飛散粉じん汚染監督取締を強化する。

2、道路飛散粉じん汚染を厳しく規制する。市市政都市景観管理委員会、市住宅都市農村建設委員会、市都市管理取締局、市公安局公安交通管理局、市交

通委員会などの機関は残土輸送適正化管理を強化し、資格管理と登録制度を厳格に執行し、都市残土輸送車両に衛星測位システムを設置して、あわせて密閉輸送を実現する。重点地域・重点道路区間における残土輸送の取締監督を強化し、道路への散乱を根絶する。

市市政都市景観管理委員会は「吸う、掃く、洗う、集める」清掃新技術を強力に普及させ、作業回数を増やし、確実に道路の粉じん堆積負荷を軽減し、2017年には全市新技術作業被覆率を87%超にする。検査、考課に力を入れ、定期的に社会に対し環境衛生清浄指数を公表する。市交通委員会、各区県政府は道路施工掘削面積を減らし、露出時間を短縮し、道路掘削は区間分けして閉鎖施工し、破損した道路を速やかに修復する。市園林緑化局は道路両側の緑化を強化し、裸地を減らす。

市水務局が先導して「北京市汚水処理と再生水利用施設建設加速三年行動計画」（2013-2015年）」の実行に取り組み、再生水供給量を増やす。市市政都市景観管理委員会、市水務局などの機関は再生水道路洗浄の保障メカニズムを研究し、配管網と給水所の建設を急ぎ、2015年に、都市幹線道路の毎日の再生水洗浄をほぼ実現する。2017年に、再生水洗浄範囲を中心市街地と郊外区縣市街地の副幹線道路以上の道路に広げ、正常作業条件下の再生水洗浄使用量を毎日30万 m^3 にするよう努力する。

3、生活ゴミ汚染を厳しく規制する。市市政都市景観管理委員会が先導して「北京市生活ゴミ処理施設建設三年実施計画（2013-2015年）」の実行に取り組み、生活ゴミ処理能力を高め、処理方法を最適化し、処分過程での大気汚染を有効に制御し、2015年に全市の毎日の処理能力を新たに18,000トン増やし、焼却と生化学的処理の比率を70%超にする。生活ゴミ完全密閉輸送を実現し、道路への落下を根絶する。生活ゴミ焼却は厳格に廃ガス処理を行い、排出基準達成を確保する。衛生理立作業手順を適正化し、作業面を縮小し、あわせて作業区域のすみやかな覆土を行う。処分場で発生するメタンガスを回収し、メタンガス汚染を減らす。2017年に、非正規ゴミ処分場の処理をほぼ完了する。

4、露天バーベキュー、調理油煙などの汚染を厳しく規制する。2013年末までに、各郊外区県政府は要求に従い管轄区域での露天バーベキュー禁止範囲を決定する。各区県政府と都市管理取締機関は厳しく取り締まり、都心二区と海淀、豊台、石景山の各区の市街地の公共の場所、および郊外区県政府が指定した区域内の露店バーベキュー行為を断固として取り締まる。ゴミと茎藁の焼却および商用燃料炭の違法使用行為を厳しく取り締まる。環境保護機関は飲食油煙管理を強化し、飲食業者と事業所食堂に高効率油煙浄化設備を設置し、定期的に洗浄保守管理し、排出基準を達成するよう促す。

5、使用中の車と石油製品の品質監督を厳しくする。自動車検査などに関する

る管理規定を厳格に実行し、環境検査マークを取得していない自動車に対しては自動車安全技術検査を行わず、営業自動車定期審査合格手続を行わず、路上で運転させない。

市環境保護局、市公安局公安交通管理局が先導して、使用中車両の排気ガス抜取検査を強化し、路上検問と訪問抜取検査を強化し、夜間走行するディーゼルトラックと残土運搬車を重点監督する。

市工商行政管理局、市品質技術監督局、市環境保護局などの機関は石油製品品質、自動車用燃料油の清浄性、自動車用窒素酸化物還元剤の監督を強化し、定期的に抜取検査し、基準未達成の石油製品を製造販売する行為を厳しく取り締まる。

6、違法汚染排出企業を整理する。取締メカニズムをイノベーションし、特別処理と合同取締を実施する。市環境保護局と各区县政府は監督的監視、オンライン監視、現場検査などの手段を使って、汚染源事業所に対する取締検査を強化し、基準超過排出、改善措置不実施などの汚染排出事業所に対しては、法に従い罰金、期限を定めた是正、操業停止しての処理の処分を行う。不法投棄・不法排出、累犯企業に対しては、法に従い閉鎖させる。環境犯罪とみなされる場合は、法に従い刑事責任を追及する。

7、環境監視と監督能力を高める。市機構編成委員会弁公室、市財政局、市環境保護局などの機関は能力増強・効率向上の原則に従い、市・区両級の環境監視と監督のキャパシティービルディングを強化し、機構編成を適度に増設し、機器設備を増やし、大気汚染防止政策研究に対する支援を強化する。市環境保護局と各区县政府は環境監視、情報、緊急対応、監察などのキャパシティービルディングを強化し、2015年に基準に達する。

各区县政府は街道弁事処、郷鎮政府の環境保護職務分担を実行に移し、末端環境保護体制メカニズム建設を強化し、末端環境保護監督力を整備する。市関係機関は投入を増やし、環境取締監督手段の技術内容を絶え間なく高める。2014年末までに、大気質監視ネットワークと重点汚染源オンライン監視制御体系を改善し、重点汚染源には要求に従い汚染物質排出オンライン監視制御システムを設置し、環境保護機関と接続する。環境衛星応用を推進する。

(七) 生態環境建設排出削減プロジェクト

1、緑化率を高める。植樹造林、緑化を強化し、森林資源総量を増やし、森林建設の質を高め、2017年に、全市の樹木被覆率を60%超に上げる。平原地域で、2016年末に100万ムーの造林プロジェクトを完了し、同時に荒地、建物を撤去した収用地、廃棄溜池の処理に力を入れ、根本から砂じん汚染を減らす。ニュータウンの河岸森林公園、機能区「緑心」などの大規模都市森林と重点鎮のエコレジャー公園の建設を急ぎ、都市緑地帯を整備する。山間地域では、北京・

天津砂じん源対策、太行山緑化、森林健康経営などのプロジェクト建設を引き続き推進し、周辺省・自治区・直轄市の地域林業建設との協力を強化し、緑化生態系保護壁機能を強化する。市街地では、計画緑化を堅持し、水辺グリーンベルト建設を加速し、代理収用緑地の回収と建設を強化し、屋上緑化、垂直緑化などの立体緑化プロジェクトを積極的に実施し、緑化面積を増やす。

2、水域面積を拡大する。市水務局は水源の科学的配分を強化し、高品質再生水などの水源を十分に利用して河川湖沼水系の用水を補充し、生態環境を改善する。永定河、潮白河、北運河水系総合対策と清潔な小流域建設を強化し、水域面積を拡大する。2017年に、累計で水域面積を1,000ha増やし、エコで清潔な小流域を170本建設し、土壌侵食面積1,750km²を制御する。市園林緑化局が先導して全市湿地保護発展計画を作成し、2017年に累計で10個の湿地公園と10個の湿地保護エリアを完成させる。

3、生態系修復を実施する。市国土資源局、市安全生産監督管理局は非石炭鉍山の計画と配置を適度に調整する。市園林緑化局、市国土資源局が先導して、郊外区県の廃鉍、荒地で生態系修復と緑化を実施し、植生と景観を回復し、絶え間なく掘削面対策を推進する。2017年に、飛散粉じん汚染をうまくコントロールし、生態環境を著しく改善する。

(八) 大気重度汚染緊急対応排出削減プロジェクト

大気汚染の長期対策と短期緊急対応双方に目配りをして、大気重度汚染緊急対応管理をさらに改善し、周辺省・自治区・直轄市との大気重度汚染緊急対応連携を絶え間なく強化する。

1、大気重度汚染緊急対応を全市緊急対応管理体系に盛り込み、政府最高責任者責任制を実行し、市大気重度汚染緊急対応特別指揮部を設置し、大気重度汚染の緊急対応手配、指揮、処分を担当する。市環境保護局などの機関は大気重度汚染早期警報研究を強化し、監視早期警報システムを改善し、予測予報の正確性を絶え間なく向上させる。市大気重度汚染緊急対応特別指揮部の構成機関、各区县政府の最高責任者は自機関、自区県の大気重度汚染緊急対応事業に全責任を負う。

2、「北京市大気重度汚染日緊急対応計画（暫定）」を改正し、緊急対応手続を改善し、業務措置を強化し、汚染程度と持続時間を総合的に考慮し、持続的汚染の緊急対応措置を増やし、自動車ナンバープレートの奇数・偶数規制、重点汚染排出企業の操業停止による排出削減、土石工事作業と露天施工の停止、小中学校の休校および実行可能な気象介入などの緊急対応措置を採る。重度汚染天気緊急対応演習を実施する。

3、国家関係機関の協力支援の下、周辺省・自治区・直轄市と共同で大気重度汚染緊急対応連携メカニズムを構築し、区域共同予防管理を実施し、大範囲

の大気重度汚染に共同で対応する。

三、六大実施保障措置

改革・イノベーションを徹底し、活力に満ち、効率的な政策命令体系構築に力を入れ、科学技術サポート作用を発揮させることに力を入れ、組織指導強化に力を入れ、本行動計画の実施に各方面の保障を提供するために、汚染物質排出削減プロジェクトを着実に実行に移し、実効を上げる。

(一) 命令体系を改善する

本市の大気汚染防止の命令体系をさらに整備改善し、「北京市大気汚染防止条例」の制定作業を積極的に推進し、確実に成果のある汚染防止措置を定着させ、国内外の先進経験の吸収を重視し、汚染物質排出総量規制、区域指定許可制限、汚染物質排出許可、汚染物質排出量取引、緊急対応早期警報、法的責任などの制度設計の面でブレークスルーし、違法コストが低く、遵法コストが高いことなどの問題について顕著に進展させる。悪意の汚染物質排出、重大汚染被害をもたらした企業および関係者に対しては、公安機関などの司法機関が治安処罰と刑事処罰などの手段を法に従って適用することを研究する。公益訴訟制度を研究する。

(二) 経済政策をイノベーションする

1、資源価格のレバレッジ効果を発揮させる。「多使用、多支払、多排出、多負担」の原則に従い、資源環境価格体系を改善し、奨励と規制を合わせた省エネ排出削減新メカニズムを積極的に推進し、企業グリーン生産、社会グリーン消費を誘導する。市发展改革委員会、市経済情報化委員会、市水務局、市環境保護局などの機関は、水、電気、石油などの資源系製品の消費割当を制定し、差別化、カスケード式の資源価格政策を研究改善する。国家の「高品質高価格、汚染者負担原則に従い、石油製品価格を合理的に決定する」という要求を研究実行し、自動車使用強度低下誘導の経済政策を制定する。懲罰的電気価格、水価格の実施に力を入れる。

市发展改革委員会、市市政都市景観管理委員会などの機関は全市の暖房価格の統一を推進し、段階的に暖房価格を適正化し、クリーンエネルギーによる暖房を奨励する。ボンベ入り液化ガスの市内統一価格を推進し、ユーザーの公平な負担とクリーンエネルギー使用を奨励する価格メカニズムを構築する。

市发展改革委員会が先導し、暖房用電気のピークバレー価格政策範囲を拡大し、農村で電気暖房の使用を奨励し、原炭分散燃焼に代替する。

2、税金・課徴金政策の調節作用を発揮させる。「契約エネルギー管理」の財政・税制上の優遇政策を全面的に実行し、汚染処理施設投資、建設、運営一体のコンセッションを研究推進する。

市環境保護局、市発展改革委員会などの機関は、新情勢の要求に適應する汚染排出費徴収政策を制定提出する。二酸化硫黄と窒素酸化物の排出費徴収基準を調整する。段階的に揮発性有機物、工事現場飛散粉じん、飲食業油煙の排出費徴収を実施する。厳格に法に従って汚染排出費を徴収し、徴収すべきものは全て徴収する。

市交通委員会、市発展改革委員会が先導して、市公安局公安交通管理局と共同で区域差別化駐車料金制度を改善する。市環境保護局などの機関と協力して国家大気汚染防止行動計画の要求に従い、都市低排出区交通渋滞費徴収計画を研究し、スマート車両電子料金徴収識別システムの使用を広げ、中心市街地の車両使用強度を下げるよう誘導する。

3、金融手段の抑制作用を發揮させる。市環境保護局、市金融局などの機関は汚染排出権取引、グリーン信用貸付、グリーン証券などの制度の建設と実施を加速し、企業環境情報を銀行信用情報システムに盛り込み、環境違法企業に対しては企業融資と公募増資を厳しく制限する。

4、財政資金の誘導作用を發揮させる。市財政局、市発展改革委員会は財政投入を拡大し、奨励、補助、利子補助などの形式で、クリーンエネルギー改造、汚染防止施設の建設とアップグレード改造、老朽自動車廃棄、汚染企業退出などの重点プロジェクトを支援し、重点業種クリーナープロダクション実証プロジェクトに対して誘導型資金支援を与える。企業「トップランナー」制度を作り、エネルギー効率、汚染排出強度がより高い基準に達した先進企業を褒賞する。エネルギー使用など関連の補助政策を統合し、財政資金使用効率を高め、エネルギー構造調整と汚染物質排出削減を促進する。

(三) 科学技術サポートを強化する

大気汚染防止を「科学技術北京」戦略実施の重要内容とし、大気環境分野の科学研究を徹底展開し、科学技術インフラ建設に対する支援を絶え間なく拡大する。市科学技術委員会、市環境保護局などの機関は首都科学技術資源の優位性を發揮させ、各種研究機関、高等教育機関、企業、関連事業所を組織して、大気汚染の成因、移動法則、汚染発生源解析および処理技術、微小粒子状物質の人の健康への影響、および大気質の中長期予報・早期警報技術などの研究を徹底展開し、毎年段階的な成果を上げ、科学的政策決定に有力なサポートを提供する。

先進適正技術の実証普及を加速する。分散型エネルギー、交通省エネ排出削減、天然ガス低窒素燃焼および排煙脱硝、新エネルギーと再生可能エネルギー利用、揮発性有機物汚染処理、家庭用高効率油煙浄化、農業アンモニア排出削減などの技術を重点的に広め、研究しながら応用する。省エネ環境保護産業を強力に發展させ、新たな経済成長点を育てる。国際交流協力を強化し、国外の

進んだ大気汚染防止理念を学習し、先進技術を導入、消化、吸収、再イノベーションする。

(四) 組織指導を強化する

北京市大気汚染総合対策指導グループを設立し、大気汚染防止の政策措置を研究させることと重大問題の調整解決を担当させる。区域共同予防管理作業メカニズムを実行に移し、周辺省・自治区・直轄市との協力を強化し、区域大気汚染共同予防管理、緊急対応連携を推進する。指導グループ弁公室は毎月の作業調整と実施督促を担当する。各区县政府に対応する指導グループを設置し、管轄地の大気汚染防止業務を統一展開する。

(五) 責任の分担実施

市政府は本行動計画の重点任務の分担を行い、各区县政府、市関係機関、企業と目標責任書を締結する。毎年年度大気浄化行動計画を制定し、目標・任務・措置を細分化する。2015年に行動計画の中間評価を行い、評価結果に基づき重点任務を適切に調整する。

各区县政府は管轄地の大気質改善に責任を負い、自区県の2013-2017年大気浄化行動計画と年度実施計画を制定し、年度排出削減プロジェクトを細分化し、あわせて逐一自区県関係機関、各街道（郷鎮）と汚染排出事業所に分担させる。区県五年行動計画は2013年10月末までに市政府に報告し登録する。

市関係機関は中央関係機関の政策、資金、技術支援を積極的に勝ち取り、業界管理を強化し、担当業界、担当分野の大気汚染防止作業に責任を負い、2013-2017年大気浄化行動計画実施計画を制定し、毎年の年度措置を決定し、実施計画は2013年10月末までに市政府に報告し登録しなければならない。各関係機関は協力、相互調整、共同管理、合力形成を強化し、全市の大気汚染防止事業を共同で推進しなければならない。

(六) 考課問責を厳しくする

市政府は考課規則を制定し、微小粒子状物質指標を経済社会発展の義務的目標とし、環境質改善を核心とする目標責任考課体系を構築し、行動計画目標、任務達成状況を業績評価考課体系に盛り込む。毎年初めに各区县政府、市関係機関、市政府外郭国有企業の前年度の任務達成状況を考課し、考課結果を指導部の考課評価の重要内容とし、適時に社会に公表し、あわせて「一票否決」を実行する。

年度考課に不合格となった区县政府、市関係機関、市政府外郭国有企業は戒告処分に処し、環境保護機関が監察機関、共産党組織部門と共同でその最高責任者を査問する。職務怠慢、低行政効率、職務不行届きなどによりうまく任務を達成できなかった場合は、党紀と法律に従い関係組織と関係者の責任を追及する。考課に不合格となった区県に対しては環境保護区域指定許可制限を実施

し、民生用プロジェクト以外の主要大気汚染物質排出プロジェクトの建設を禁止し、環境荣誉称号を取り消し、優秀コンテスト・先進コンテスト参加資格を取り消す。

四、三大全人民参加行動

大気汚染防止、大気質改善は全社会の共同責任である。生態文明理念を強力に振興し、首都としての特色を持った環境文化育成を急ぎ、体系的に大気汚染防止の知識普及、教育誘導、大衆宣伝、公益広告などの活動を展開し、全社会を動員してグリーン環境保護の生産、生活方式を実践させ、全社会を誘導して環境保護への関心、環境保護の認知、環境保護への参加、環境保護の実践の新習慣を樹立し、「環境保護、全員責任」、「環境改善、全員行動」の新局面を作り出す。

(一) 企業の自律的汚染防止行動

企業は経済発展と環境保護の二重の責任を負っており、汚染排出削減の重要な力である。一方で、企業は自律を強化し、環境保護法令を自覚的に順守し、汚染防止設備の正常稼働を確保し、汚染物質排出基準を安定的に達成しなければならない。もう一方で、政府はプラットフォームを作り、企業の環境保護管理徹底、先進汚染処理技術導入、省エネ排出削減ポテンシャル発掘、汚染物質排出削減を奨励しなければならない。

1、工業企業。国内外の同業者の汚染防止先進経験を積極的に吸収学習し、汚染対策を強化しなければならない。建材、化学工業などの高汚染企業は自発的に生産設備の圧縮、転換・アップグレードを行い、技術内容が高く、資源消費が少なく、汚染排出の少ない新型工業化の道に進まなければならない。セメント、熱などの企業は高効率脱硝処理を実施しなければならない。石油化学、印刷などの企業は揮発性有機物汚染対策を徹底し、エネルギー消費を減らし、汚染物質排出を減らさなければならない。

2、建設企業。グリーン施工管理要求と門前の衛生・緑化・秩序維持責任制度を真剣に履行し、施工現場の道路と裸地を舗装、被覆しなければならない。輸送車両は洗ってきれいにしてから路上を走行しなければならない。建築ごみ、残土は袋に入れて口を閉じて撤去するか、密閉容器に入れて撤去しなければならない。取り壊し、整地、建築ごみと残土の撤去、道路掘削などの施工作业時には、散水しながら施工するなどの飛散粉じん汚染防止対策を採用しなければならない。低排出の残土輸送車両と非道路用動力機械を自主的に選定し、タイヤ洗浄機、防じん堤、密閉施工などの新技術、新措置を自主的に採用し、環境配慮型の塗料、ペンキ、溶剤を積極的に使用しなければならない。

3、運輸企業。積極的にグリーン輸送を推進し、自発的に低排出輸送車両と

新エネルギー自動車を購入し、車両の維持管理を強化し、省エネ運転、基準達成を実行し、荷こぼれを根絶しなければならない。

4、環境衛生企業。道路清掃清潔一体型新プロセスを採用し、再生水による道路洗浄を広め、道路の清潔度を上げなければならない。落ち葉、ゴミの野焼きなどの違法行為を根絶する。

5、飲食企業。クリーンエネルギーを自主的に使用し、燃料炭使用を拒絶し、露天バーベキュー、壁際バーベキューなどの行為を根絶する。自覚的に油煙浄化設備を設置し、日常維持管理を強化し、定期的にダクトを清掃し、汚染物質の基準達成排出を確保する。

6、その他のサービス業企業。マーケット、スーパーマーケット、ホテル、レジャー場所などの事業所は壁面と屋上の緑化、省エネ改造、ライトアップ用照明節電改造、暖房施設クリーンエネルギー改造を積極的に展開しなければならない。

(二) 公衆の自覚的汚染削減行動

公衆は大気環境保護、大気質改善推進の実践者である。「共に呼吸し、責任を共有し、共に努力する」を指導方向とし、公衆が自分から、現在から、身の回りから、わずかなことから始めて、共同でグリーン生活を作り、汚染を減らし、環境を保護する良好な雰囲気を作ることを奨励する。

1、グリーン消費を提唱する。環境保護機関は「市民グリーン消費指南」を作り、市民がそれを守るよう奨励する。グリーン飲食、調理用油の適量使用、露天バーベキューの拒絶。グリーン住まい、グリーン家電、高効率照明設備、環境保護塗料などの環境保護製品を選択する。グリーン生活、散炭を使わず、照明を頻繁に消し、コンセントを抜き、待機電力消費を減らし、夏はエアコン使用を減らし、窓を開ける。

2、グリーン外出を奨励する。交通、環境保護などの機関は宣伝を強化し、市民が自覚的に公共交通、自転車、歩行などのグリーン外出方式を採用し、「ノーカーデー」活動に積極的に参加し、省エネ運転し、停車時にはエンジンを止め、適時に車をメンテナンスすることを奨励する。

3、環境保護創建を推進する。教育、環境保護機関は各級各種の学校の学生の環境教育を強化しなければならない。環境調和型学校、環境調和型社区と生態文明村創建作業を積極的に実施し、公衆が建築省エネ、緑化美化、原炭分散燃焼代替などの事業に参加するよう指導する。

4、公益活動を組織する。環境保護機関は環境保護ボランティアチームを育成増大し、非政府組織、著名人、ボランティアチームの積極性、自発性、創造性を発揮させ、系列環境保護公益活動を組織し、公衆参加の活動形式と媒体を増やし、公衆参加の有効性を高め、より多くの市民が汚染防止と排出削減に参

加するよう促す。

(三) 社会監督の汚染防止行動

社会監督は政府監督の有力な補充である。メディア、公衆などの社会的勢力が法に従い、秩序だつて各種大気汚染防止排出削減措置の実行を監督するよう誘導しなければならない。

1、情報公開を強化する。ネットワーク、テレビなどのメディアを利用し、適時に区県大気質状況の順位を公表する。環境保護機関と企業は要求に従い自発的に建設プロジェクト環境影響評価、企業汚染物質排出、汚染処理施設運行状況などの環境情報を公開し、誠実に監督を受けなければならない。

2、監督ルートを円滑にする。市政府と関係機関は12345、12369、12319、96310などのホットラインの管理を改善し、大気汚染防止特約監督員の委嘱などの措置を採って、市民に大気環境汚染行為の監督と告発を促し、大気汚染防止強化の意見と提案を提出するよう促し、公衆の知恵と力を広く吸収し、大気汚染防止作業の絶え間ない徹底を推進する。

3、メディアの監督を奨励する。宣伝、環境保護などの機関はメディアが大気汚染防止事業の進展を綿密に報道し、大気環境保護の模範的人物と事跡を報道するよう支援協力する。大気質を科学的客観的に解説し、大気汚染防止科学宣伝を強化する。多種の形式で法制宣伝を強化し、コラムを設け、事例で法律を説明し、大気汚染取締状況を報道させ、法令に重大な違反のあった大気汚染行為を批判させ、大気環境保護の面での警告教育を展開する。